

様式第 4 号（第 10 条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和 6 年度 第 4 回下野市国民健康保険運営協議会

日 時 令和 7 年 2 月 3 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 40 分まで

会 場 下野市役所 2 階 203 会議室

出席者 木村千里委員、海老原治美委員、九鬼眞澄委員、柳田陽子委員、  
高橋康子委員、富山剛委員、内藤文明委員、豊田潤委員、  
伊沢泰直委員、村尾光子委員、金子康法委員、間中理恵委員、  
松本文男委員、小室正男委員、遠藤正三郎委員、山下祐治委員

欠席者 篠原真澄委員、斎藤文隆委員

市側出席者 直井市民生活部長、長塚市民課長、富永税務課長、日向野課長補佐、  
木村課長補佐、神永主幹、高山主事、青木主査

公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）

傍聴者 0 人

議事録（概要）作成年月日 令和 7 年 2 月 13 日

【協議事項等】

1 開会

2 協議事項

（1） 令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について（資料 1）

（2） 令和 7 年度下野市国民健康保険特別会計当初予算について（資料 2）

3 報告事項

（1） 令和 7 年度税制改正における国民健康保険税について（資料 3-1、3-2）

4 説明事項

（1） 下野市国民健康保険の財政状況について（資料 4）

5 その他

（1） 令和 7 年度下野市国民健康保険運営協議会スジュールについて（資料 5）

6 閉会

1 開会

（事務局）

それでは定刻になりましたので、ただいまより令和 6 年度第 4 回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

皆様には大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

それではこれより議事に入りますが、下野市国民健康保険規則第 9 条の規定により、議事の進行を松本会長にお願いいたします。

(松本会長)

皆様、こんにちは。本日は ご多忙の中「第 4 回国民健康保険運営協議会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和 7 年の最初の会議となります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

2 月に入り、朝晩は冷え込んでいますが、時折、日中は 2 月と思えないほど暖かい日もあるなど、寒暖差の大きい天候となっております。また、今シーズンはインフルエンザも猛威を振るっておりますので、委員の皆様におかれましても、十分ご留意されながらお過ごしくださいますよう、お願いいたします。

さて、本日の会議は、「令和 6 年度国保特別会計の補正予算（第 4 号）」について、また、「令和 7 年度国保特別会計の当初予算について」、ご審議いただきます。

このほか、報告事項として「令和 7 年度税制改正における国民健康保険税について」、また、説明事項として「下野市国民健康保険の財政状況について」が予定されております。

本会におきましては、本日が今年度最後の会議となります。限られた時間ではございますが、委員の皆様の慎重なご審議（しんぎ）等（とう）をお願いいたしまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それではですね、議事に入ります前に、篠原委員、斎藤委員の欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。

本日の出席につきましては、定数 18 名のところ、16 名で、規則第 11 条の規定により、会議の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることを申し上げます。

続きまして規則第 10 条の規定によりまして、本日の会議議事録署名の委員に富山委員と内藤委員を指名したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

—異議なしの声—

ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

異議なしと認めまして本日の会議議事録の署名人を、富山委員と内藤委員にお願いしたいと思います。

それでは会議次第に基づきまして進行させていただきます。

## 2 協議事項

初めに協議事項（1）の令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

市民課保険年金グループの日向野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項(1)「令和6年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」につきまして、ご説明いたします。

資料1をお開きください。

補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出それぞれ、546万6千円を減額し、予算総額53億384万9千円とするものです。

内容につきましては、歳入では繰入金の減額等、また、歳出では積立金の減額等に伴う補正となっております。

まず、歳入ですが、6款 財産収入1項 財産運用収入1目 利子及び配当金につきましては、16万1千円の増額補正で、補正後の額は21万7千円となります。

国民健康保険財政調整基金利子の確定に伴い、増額補正を行うものでございます。

7款 繰入金1項 一般会計繰入金1目 一般会計繰入金)につきましては、562万7千円の減額補正で、補正後の額は3億5,475万8千円となります。

国民健康保険保険基盤安定負担金額の確定に伴い、繰入金の減額補正を行うものでございます。

次に、歳出ですが、1款 積立金1項 基金積立金1目基金積立金につきましては、2,104万6千円の減額補正で、補正後の額は1億6,214万2千円となります。

内訳といたしましては、令和5年度 保険者努力支援制度交付金精算に伴う返還金支出として、15万8千円の減額、令和5年度 保険給付費等交付金特別交付金の精算に伴う返還金支出として、5万2千円の減額。

令和5年度保険給付費等交付金普通交付金の精算に伴う返還金支出として、1,537万円の減額。

令和6年度 保険基盤安定負担金額の確定に伴う繰入金の減額に伴う基金積立金として、562万7千円の減額、国保財政調整基金利子の確定に伴い、16万1千円の増額、合わせまして、2,104万6千円の減額補正となるものでございます。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目保険給付費等交付金償還金につきましては、1,558万円の増額補正で、補正後の額は2,904万9千円となります。

これらは、先程ご説明いたしました、5款積立金からの各種返還金を支出するため、償還金の増額補正を行うものでございます。

内訳といたしましては、令和5年度 保険者努力支援制度交付金精算に伴う返還金支出として、15万8千円の増額、令和5年度 保険給付費等交付金特別交付金の精算に伴う返還金支出として、5万2千円の増額、令和5年度 保険給付費等交付金普通交付金の精算に伴う返還金支出として、1,537万円の増額、合わせまして、1,558万円の増額補正となるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(松本会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、皆様からご意見、ご質問はございますか。

(松本会長)

ご質問がないようですので、協議事項（１）令和６年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきまして、議案の通り承認してよろしいか、お諮りしたいと思います。

よろしいでしょうか。

—異議なしの声—

それでは、異議なしと認めまして、協議事項（１）については、承認をいただきました。

ありがとうございます。

続きまして、協議事項（２）令和７年度下野市国民健康保険特別会計当初予算について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、協議事項（２）「令和７年度下野市国民健康保険特別会計当初予算（案）」につきまして、ご説明いたします。資料２をお開きください。

令和７年度の当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ、予算総額 52 億 5,327 万 4 千円で、前年度と比較して、6 億 4,878 万 1 千円、14.1%の増額となっております。

それでは、歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

１款国民健康保険税 １項国民健康保険税 １目一般被保険者保険税につきましては、前年比 2,198 万 1 千円増の 11 億 2,000 万 5 千円となります。

主な要因といたしましては、被保険者数は減少傾向にありますが、景気回復による所得の増加に伴い、税収の増額を見込んでおります。

同じく、２目退職被保険者等保険税につきましては、退職者医療制度は平成 26 年度末で廃止となっており、今後、過年度更正等も無いと見込まれることから予算計上はせず、廃目となったものでございます。なお、以降、説明欄に「廃目」の記述がある費目につきましては、同様の理由によるものでございます。

５款 県支出金 １項 県補助金 １目 保険給付費等交付金 １節保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、前年比 4 億 8,927 万 3 千円増の 35 億 3,430 万 8 千円となります。

要因といたしましては、保険給付費の増額に伴い、その財源となる普通交付金の増額を見込んでおります。

６款財産収入 １項 財産運用収入 １目 利子及び配当金につきましては、前年比 198 万 7 千円増の 204 万 3 千円となります。

要因といたしましては、国保財政調整基金の預金利率の増に伴う預金利子の増を見込んでおります。

７款繰入金 ２項基金繰入金につきましては、前年比 1 億 3,742 万 7 千円増の 1 億 6,068

万円となります。

要因といたしましては、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の財源として財政調整基金を充てるため、基金繰入金の増を見込んでおります。

9 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目一般被保険者延滞金につきましては、前年比で 200 万円減の 500 万円となります。

要因といたしましては、直近年度における支出実績を考慮し、減額したものです。

続きまして、歳出予算の主な内容について説明いたします。次のページをお開きください。

1 款総務費につきましては、前年比 35 万 2 千円増の 7,833 万 4 千円となります。

内訳といたしましては、1 項総務管理費につきましては、前年比 194 万 4 千円減の 6,488 万 6 千円となります。

主な要因といたしましては、会計年度任用職員の 2 名減に伴う報酬、職員手当、費用弁償の減によるものです。2 項徴税費につきましては、前年比 229 万 2 千円増の 1,288 万 9 千円となります。

主な要因としましては、印刷製本費、手数料、委託料等の増によるものです。

2 款保険給付費につきましては、前年比で 5 億 1,744 万 3 千円増の 35 億 8,227 万 5 千円となります。

内訳といたしましては、1 項療養諸費につきましては、前年比 5 億 1,054 万円 5 千円増の 31 億 3,557 万 8 千円となります。

同じく、2 項高額療養費につきましては、前年比 689 万 9 千円増の 4 億 2,680 万円となります。

主な要因といたしましては、医療費の増加に伴う一般療養給付費の増、また、一般高額療養費の増によるものです。

3 項国民健康保険事業費納付金につきましては、前年比 1 億 2,982 万 5 千円増の 15 億 20 万 6 千円となります。

内訳といたしましては、1 項 医療給付分につきましては、前年比 1 億 3,430 万 3 千円増の 9 億 9,829 万 7 千円となります。

2 項 後期高齢者支援金等分につきましては、前年比 19 万 1 千円減の 3 億 8,578 万 2 千円となります。

3 項介護納付金につきましては、前年比 428 万 7 千円減の 1 億 1,612 万 7 千円となります。

この国民健康保険事業費納付金とは、平成 30 年度の国保制度改正により国保運営において新たに導入されたもので、県が責任主体となり、市町から国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を徴収するとともに、県内市町が医療費等の支払に必要とする額を県から市町へ交付することとなりました。

県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町の所得水準や被保険者数、医療費水準等に応じて、納付金を算定しています。

なお、前年度より大幅な増額となった要因につきましては、今後の県の動きとして、広域的及び効率的な運営の推進として、市町毎に算定されていた医療費水準を考慮した算定から、納付金ベースでの算定による統一を進めていくこととなっており、そのため、納付金の急激な増加を抑制するため、令和10年度までの5年をかけて統一が進められる予定となっていることから、本市においては、今年度より納付金が増額となったものでございます。

続きまして4款 保健事業費につきましては、前年比82万6千円減の8,091万2千円となります。

内訳といたしましては、1項 特定健康診査等事業費につきましては、前年比146万8千円減の7,534万3千円となります。

主な要因といたしましては、被保険者数の減に伴う特定健康診査事業委託料の減によるものです。

2項保健事業費1目 保健衛生普及費につきましては、前年比64万2千円増の556万9千円となります。

主な要因といたしましては、医療費通知等の郵送料改定に伴う増によるものです。

同じく、2目疾病予防費につきましては、前年比9万8千円増の151万4千円となります。主な要因といたしましては、きらら館トレーニング室利用補助の増によるものです。

5款 積立金につきましては、前年比198万7千円増の204万3千円を見込んでおります。

主な要因といたしましては国保財政調整基金の預金利率の増に伴う預金利子の増を見込んでおります。

説明は以上となります。

(松本会長)

只今の説明に対しまして、ご意見・ご質問はありますか。

(金子委員)

資料2の歳出について、上から2行目の総務管理費が190万円減となっており、職員の2名減が原因となっていますが、その分の業務が減るのか、それとも他のところで賄っているのかを教えてください。

(事務局)

今回減となる会計年度任用職員2名は市民課保険年金グループのレセプト点検業務を担当している職員です。

来年度から委託となるため、総務管理費の人件費について減となっております。

委託料についてはその分増となっていますが、費用は今までの半分程度に抑えられています。

(金子委員)

わかりました。ありがとうございます。

(村尾委員)

業務委託に替えたということですが、委託料はどの項目から出ておりますか。

(事務局)

配付した資料では節までは掲載していないため見えませんが、業務委託の委託料は同じ総務管理費に計上してあります。

(村尾委員)

レセプト点検業務に対しての委託とありますが、職員の負担は重くならないのでしょうか。本日の資料も間に合わなかったということで、そういった負担が増えるようなことにならないでしょうか。

(事務局)

現在会計年度任用職員は市民課で任用しています。委託となったときに委託した項目がしっかりと出来ているのかなどのチェックを職員で行うこととなりますが、そちらについても一職員の負担が過重にならないように業務の見直し等随時図ってまいりたいと考えています。

(村尾委員)

歳出の4款2項2目の疾病予防費で、きらら館トレーニング室利用補助の増とありますが、この補助対象者はあくまで国保の被保険者、加入者だけということでしょうか。何人利用することを見込んでいますか。

(事務局)

助成対象者は国民健康保険の加入者のみで、350名を見込んでおります。

(村尾委員)

きらら館のトレーニング室は大変盛況で、国民健康保険の方のみならず、後期高齢者医療制度の方もいらっしゃるようです。国保から後期に移行したときにはこの補助は無くなってしまうのでしょうか。

(事務局)

後期高齢者医療制度でも同様の補助を受けていただくことができます。これにより市民の健康保持増進に役立てていただければと考えております。

(村尾委員)

了解しました。あと一点、歳入の方なのですが、6款財産収入の1項1目利子及び配当金で、国保財政調整基金の預金利率増に伴う預金利子の増を見込んでいますが、どの程度の利率となるのでしょうか。

(事務局)

会計課からの資料に基づき、令和7年度の利率が0.125%として予算を計上しております。

(村尾委員)

わかりました、ありがとうございました。

(松本会長)

他にございますか。無いようですので協議事項(2)令和7年度下野市国民健康保険特

別会計当初予算について」、議案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。

—異議なしの声—

(松本会長)

異議なしと認め議案の通り承認いたします。

続きまして、3. 報告事項に入ります。

報告事項 (1)「令和 7 年度税制改正における国民健康保険税について」、事務局の説明をお願いします。

### 3. 報告事項

(事務局)

税務課 市民税グループの木村と申します。よろしくお願いいたします。

本題に入ります前に、1 件ご報告させていただきます。

令和 7 年度分からの課税限度額の改正につきましては、令和 6 年 11 月 6 日の「令和 6 年度第 3 回下野市国民健康保険運営協議会」において報告させていただき、先の令和 6 年第 4 回市議会定例会におきまして「下野市国民健康保険条例の一部改正案」が可決され、令和 6 年 12 月 18 日付けで公布となりましたので、ご報告申し上げます。委員の皆様におかれましてはご審議・ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の報告事項 (1)「令和 7 年度税制改正における下野市国民健康保険税について」につきまして、ご説明申し上げます。お手元の、資料 3-1 をご覧ください。

国民健康保険税に係る課税限度額につきまして、国においては、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しながら、被用者保険の最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が 1.5%に近づくよう、段階的に引き上げることとしています。

医療給付費等の増加が見込まれる中で、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保 及び 中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の課税限度額の見直しが行われております。

さて、令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定された「令和 7 年度税制改正大綱」におきまして、国民健康保険税の「課税限度額」及び「減額の対象となる所得の基準の引き上げ」につきまして、改正内容の記載がございましたので、ご報告いたします。

「1. 令和 7 年度税制改正大綱」をご覧ください。

始めに、(1)「課税限度額の引き上げ」として、基礎課税額に係る課税限度額を現行の「65 万円」から「66 万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「24 万円」から「26 万円」に引き上げるものとなっております。

次に、(2)「減額の対象となる所得の基準の引き上げ」として、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の「29.5 万円」から「30.5 万円」に、また、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の「54.5 万円」から「56 万円」に引き上げるものとなっております。

続きまして、「2. 令和 7 年度税制改正に対する下野市の対応」でございます。

まず、「(1) 課税限度額の引き上げ」につきましては、国における税制改正がなされた後、令和 7 年度の本運営協議会におきまして課税限度額等の改正についてご審議を賜りますとともに、令和 8 年度以降分の国民健康保険税課税に向けた条例改正を実施してまいりたいと考えております。

なお、下表は下野市国民健康保険税課税限度額につきまして、参考として掲載したものでございます。先程申し上げました、基礎課税額 及び 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額改正に従いまして、合計として、現行の「106 万円」から「109 万円」に引き上げるものとなっております。

次に、「(2) 減額の対象となる所得の引き上げ」につきましては、次の資料 3-2 をご覧ください。

下野市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明いたします。

まず、「1 概要」でございますが、令和 7 年度税制改正大綱において、国民健康保険税の低所得者に係る軽減判定所得が見直されたことから、条例を一部改正するものでございます。

次に、「2 理由」でございますが、国民健康保険税の負担水準に関して、消費者物価など経済動向等を踏まえ適切な措置を講じることで、安定的な制度の運用を図るものでございます。

次に、「3 改正内容」でございますが、先程も申し上げましたとおり、「減額の対象となる所得の基準の引き上げ」として、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の

「29.5 万円」から「30.5 万円」に、また、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の

「54.5 万円」から「56 万円」に引き上げるものとなっております。

なお、下表は【軽減判定所得】の算出につきまして、改正前と改正後をまとめたものでございます。5 割軽減及び 2 割軽減につきまして、下線部が改正となるものでございます。

また、下段の【改正後の軽減世帯推計見込】でございますが、令和 6 年 12 月末現在のデータを基に試算したところ、

現行では、合計で軽減措置対象の被保険者数が 4,561 人、世帯数が 3,046 世帯で、軽減額が 1 億 4,545 万 9 千円となっておりますが、改正後につきましては、今回改正となる 5 割軽減及び 2 割軽減において、減額の対象となる所得の基準の引き上げにより、5 割軽減が、151 万円の増、2 割軽減が、18 万 3 千円の増、併せまして、169 万 3 千円の増となり、合計では、被保険者数が 4,625 人、世帯数が 3,085 世帯で、軽減額が 1 億 4,715 万 2 千円となる見込みであることから、軽減対象世帯の拡充が図られるものとなっております。

次に、「4 施行期日 適用区分」でございますが、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日で、地方税法施行令 改正法案の成立後、下野市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行い、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用したいと考えております。

説明は以上となります。

(松本会長)

只今の説明に対しまして、ご意見・ご質問はありますか。無いようですので、以上で報告事項を終わります。

#### 4. 説明事項

(松本会長)

続きまして、4. 説明事項に入ります。

説明事項 (1)「下野市国民健康保険の財政状況について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、説明事項 (1)「下野市国民健康保険の財政状況」につきまして、ご説明いたします。資料 4 をお開きください。

前回の協議会におきまして、本市の国保財政状況の現況と今後の見通しにつきまして、ご説明いたしました。今回は今後の国民健康保険事業費納付金と国民健康保険財政調整基金の見込みにつきまして、ご説明いたします。

ご覧の表は、令和 10 年度までの国民健康保険事業費納付金と国民健康保険財政調整基金の見込みにつきまして、試算したものとなっております。

まず、令和 6 年度の数値につきましては、先程ご説明いたしました令和 6 年度の補正予算（第 4 号）を踏まえたうえでの実績見込みの数値を記載しております。

次に、令和 7 年度の数値につきましては、先程、協議事項 (2) にてご説明いたしました当初予算額を記載しております。以降の令和 8 年度から令和 10 年度までは、令和 6 年度から令和 7 年度の納付金の伸び率 (1.059) を基準として、納付金並びに基金繰入金に乗じて各年度の額を算出しております。また、基金積立金につきましては、令和 7 年度と同程度を見込んでおります。

納付金に係る今後の県の動きとしては、広域的及び効率的な運営の推進として、市町毎に算定されていた医療費水準を考慮した算定から、納付金ベースでの算定による統一を進めていくこととなります。

そのため、納付金の急激な増加を抑制するため、令和 10 年度までの 5 年をかけて統一が進められる予定となっており、本市においては、このように納付金が年々増額となる見込みとなっております。

今後の市の財政状況の見通しとして、国民健康保険税収納がほぼ横ばいとなる見込みであること、また、被保険者数も減少傾向にあるものの、1 人当たりの医療費は増加傾向にあることを踏まえると、歳入よりも歳出が多くなる状況が続くと見込まれます。

試算の結果、令和 7 年度当初の基金残高、16 億 1,177 万 2 千円が、令和 10 年度の差引期末残高として、8 億 7,919 万 5 千円となり、約 9 億円程度まで減少するものと見込まれますが、本市といたしましては、直ちに税率の見直しをせずとも、安定した運営ができるものと考えております。

よって、現在保有する基金については、今後の歳出予算の財源としていきたいと考えております。説明は以上となります。

(松本会長)

只今の説明に対しまして、ご意見・ご質問はありますか。無いようですので、以上で説明事項を終わります。

## 5 その他

(松本会長)

続きまして、次第の5番ですね、その他になります。

こちらに移りますけれども、事務局で何かございますか。

(事務局)

はい、資料5をお開きください。

令和7年度の運営協議会につきましては、会議の開催を全4回予定しているほか、県国保連合会等主催の委員研修会への参加を予定しております。

なお、現在、栃木県内での国民健康保険税水準の統一を目指して県と市町で協議を進めているところであり、今後の保険税率改正等についても慎重な審議が必要となることも想定されることから、令和7年第1回運営協議会において改めて皆様に正式なスケジュール等をご提示できればと考えております。説明は以上となります。

(松本会長)

ありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議事はすべて終了させていただきました。

委員の皆様から何か、この他にございますか。

(金子委員)

令和6年度の基金残高が16億円であるのに、令和10年度の見込が8億円となり、今後の歳出に備えるにして、4年ほどで半分になってしまうのには不安を感じます。今後の見通し、計画等あるのであればもう少し詳しくお聞かせ願いたい。

(事務局)

今後の見通しですが、財政状況についての説明中でも少し触れましたが、栃木県内の税率を統一することとなるため、被保険者の負担が大きく増えないように基金を活用していくこととなります。

本協議会においても、委員の皆さまのご意見を伺いながら適切に運用していくように考えています。

(金子委員)

これからは高齢者が増え、全体的な人口減もあることから、先を見て動いていかないといけないと考えています。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

議長よろしいですか。ここで事務局からお願いがございます。

本日ご承認いただきました、令和 7 年度下野市国民健康保険特別会計当初予算、並びに令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算第 4 号につきましては、3 月の議会定例会に上程するものでございますので、それまでは他の方々にも目に触れませんようお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

(松本会長)

よろしいですか。

それでは、ご発言等がないようですので、以上をもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

委員の皆様、円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(事務局)

議事進行ありがとうございました。

委員の皆様におかれましてもご審議いただき、ありがとうございました。

次回は令和 7 年度になりますが、第 1 回の運営協議会は令和 7 年 5 月 15 日（木）を予定しております。

日程が決まりましたらご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和 6 年度第 4 回下野市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

以上